公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、 提出されたい。

令和5年2月24日

茨城空港利用促進等協議会会長 大井川 和彦

記

- 1 委託業務内容等
- (1) 委託業務名 茨城空港ホームページの保守等に関する委託事業
- (2) 委託業務内容 「茨城空港ホームページの保守等に関する委託事業仕様書」のとお り
- (3)委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての用件を満たすこと。

- ア 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に 基づく競争入札参加資格者があること。
- イ 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者 であること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生 法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- カ 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例 36 号) 第2条第1号又は同条第3号 に規定する者でないこと。
- 3 審査方法及び評価項目
- (1)審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2) の評価基準により審査する。

企画提案の審査は評価項目ごとの点数評価を参考とし、各審査基準で1つでも「1: 劣る」の評価を得ている業者は、不合格とする。合格の業者のうち、合計得点が最も 高い者を本業務に係る候補者とする。

採否については、決定後速やかに通知する。

評価結果は選定委員及び被選定者が特定できない形での公開とする。契約優先候補者決定後及び契約締結後は、提案事業者に対しては自己の評価結果を情報提供することができる。

なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

- (2) 企画提案を特定するための評価項目
 - ·保守管理·運営
 - 情報発信手法
 - 過去実績

※詳細は「茨城空港ホームページの保守等に関する委託事業プロポーザル実施要領」 を参照

4 手続等に関する事項

(1) 担当部局

茨城空港利用促進等協議会事務局

(茨城県営業戦略部空港対策課内)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-2761 FAX 029-301-2749

(2) 実施要領等の交付

ア 交付するもの

- ・茨城空港ホームページの保守等に関する委託事業プロポーザル実施要領
- ・茨城空港ホームページの保守等に関する委託事業仕様書
- イ 交付期間 令和5年2月24日(金)から令和5年3月10日(金) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ウ 交付場所 (1)の担当部局に同じ。
- エ 交付方法 ウにおいて直接交付または茨城空港利用促進等協議会ホームページよ りダウンロードしてください。
- (3) 企画提案書の提出期限等
 - ア 提出期限 令和5年3月10日(金)午後5時必着
 - イ 提出先 担当部局に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送に限る

5 その他

- (1)書類の作成に用いる言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された 企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) その他詳細は実施要領等による。
- (7) 当該公告に係る令和5年度予算が否決された場合には、当該公告によって生じた権 利義務は効力を失う。

以上